

重点調査事項に係る点検結果

資料 2

提出部局名	環境省
重点点検分野名	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況</p> <p>c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>現在、東アジア諸国を中心に経済連携協定の締結交渉を精力的に進めており、2006年以降では、フィリピン、タイ、チリ、ブルネイとの間で二国間協定の署名を行った。</p> <p>こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めている。</p> <p>フィリピン：協力章における9つの協力分野のうちの一つに、「エネルギー及び環境」をとりあげており、政治宣言において、エネルギー及び環境分野の行動計画として、CDM事業の促進等について協力することとしている。また、投資に関する章において、「締約国は、環境に関する措置を緩和することにより投資を奨励することが適当でないことを認める。」旨の規定を盛り込んでいる。</p> <p>タイ：EPA交渉プロセスの中で、一部の関係者より、日タイEPAでの関税撤廃が日本からタイへの有害廃棄物の輸出を促進されることが懸念されたため、日タイEPAがいかなる意味においても日本国とタイ王国の間における有害廃棄物の不法取引を助長するものではないこと、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の下での権利及び義務等を再確認する旨の外相書簡を交換している。</p> <p>チリ：EPA署名時に、環境考慮の重要性を強調するため、環境に関する共同宣言を発出している。こ</p>	

の共同声明では、環境政策と貿易政策が持続可能な開発を達成するため相互に支え合うべきものであることや、高い水準の環境保護の追求、国際環境条約の下で両国の権利・約束を遵守することなどを確認している。

ブルネイ：エネルギー章においてはエネルギー関連活動の有害な環境上の影響を最小化しよう努めること、前文においては、経済的開発や環境保護等が、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること等を確認するなど、環境への配慮をEPAに盛り込んでいる。また、EPA署名時の首脳間の共同声明においては、気候変動問題の重要性や、環境保全とバランスの取れた持続可能な経済開発の重要性を確認し、また、気候変動問題に対応するための日本の提案「美しい星50」についても言及している。

c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向

環境配慮の内在化のための課題と方向は次のとおり。

途上国内での環境法制度

途上国においては、環境法制度・基準自体は先進国と比較しても遜色がないが、モニタリング能力、強制力、インフラ設備が不足しているため、法制度の施行が難しく、遵守されていないのが現状である。外資系企業は比較的基準・規制を守っているものの、貿易自由化により投資が活発化した場合、行政能力が不足していると、規制・基準が守られずに環境が悪化するおそれがある。このため、法制度内容と施行の充実、インフラの整備などが求められている。

経済連携協定における対応

経済連携協定を締結する際に、先進国から途上国への環境・省エネルギー技術の協力を目標にすることが、貿易と環境配慮の内在化のために望ましい。

例えば、協定における環境配慮に該当する以下の6項目を可能な限り包含した協定が目指すべきモデルといえる。

- 目的の一つに環境保護や持続可能な開発の推進を位置づけ
- 一般例外における環境措置への言及
- 環境問題を取り扱う組織の設置
- 国際的な環境義務との関係に言及
- 環境技術協力に関する規定
- 環境規制・基準の緩和の規制

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	外務省
重点点検分野名	国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況</p> <p>c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>総論</p> <p>現在、東アジアを中心に進めている経済連携協定交渉を通じて適切に環境への配慮が行われるよう、下記のとおり EPA における協力章や投資章において環境に配慮した条文が盛り込まれるよう鋭意交渉を推進している。</p> <p>各論</p> <p>(1) 総則</p> <p>総則には、一般的例外と、他の協定との関係に関する条文が盛り込まれている。前者は 1994 年のガット第 20 条を、準用することにより、各締約国が「人、動物又は、植物の生命又は健康の保護のための必要な措置」等がとれることとしている。また、後者は、締約国が締結している協定に基づく権利、義務を再確認している。</p> <p>(2) 投資章</p> <p>投資章においては、環境規制を緩和することを通じて投資を促進することを奨励してはならない旨の条文が盛り込まれている。具体的には、18 年度に発効したマレーシアとの EPA、同年度に署名に至ったフィリピン、チリとの EPA、19 年度に署名したタイとの EPA に規定されている。</p> <p>(3) 協力章</p> <p>協力章においては、協力の分野として環境を明記し、環境の分野において協力することとしている。なお、18 年度に発効したマレーシアとの EPA や同年署名に至ったフィリピンとの EPA 及び 19 年度に署名したタイとの EPA に規定されている。</p>	

(4) エネルギー章

エネルギー章においては、自国におけるエネルギー関連活動が環境に与える有害な影響を経済上効率的な方法で最小化するよう努める旨規定しており、19年度に署名したブルネイとのEPAに規定されている。

その他関連する取組

(1) 政治宣言

18年度に署名したチリとのEPAにおいては、EPAの署名に際し、環境について政治宣言を採択し、高いレベルの環境保護を追求する意図の確認や、世論啓発を行うこと等を宣言している。

(2) 共同声明

日マレーシアEPAを署名する際には、「持続的な森林経営及び合法的に伐採された木材の貿易」に関する共同声明を発出し、二国間の専門家グループを設立すること等を決定した。

(3) 外務大臣書簡

18年度に署名したフィリピンとのEPAや19年度に署名したタイとのEPAに関しては、外務大臣間で書簡を交換し、同協定の規定がバーゼル条約等の権利義務を確認していること、両締約国はバーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入を厳格に規制すること、関税撤廃にかかわらず、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入に関する措置を適用ができること、また、環境保護のために協力することを再確認した。

今後の課題

今後ともEPAの締結が環境への取組を阻害することがないように交渉を推進していく。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況</p> <p>c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この課程における環境分野の配慮の状況については以下のとおり。</p> <p>我が国は、自由貿易協定 (FTA) を柱とする経済連携協定 (EPA) の締結を推進しており、関税の撤廃だけでなく、投資や協力などを含む幅広い経済関係強化を目指している。また、EPA に先行して二国間の投資協定 (BIT) を締結している例もある。具体的には、経済連携を進めることにより、物・サービス・人の自由な移動の確保、域内における経済活動の円滑化、安定性・持続的発展を進めることとしている。</p> <p>アジア各国との EPA の推進状況として、シンガポール、マレーシアとの EPA は発効済み、フィリピン、タイ、ブルネイとの EPA は署名済みであり、また、韓国、ベトナムとの BIT は発効済み、カンボジアとも BIT を署名済みである。いずれも環境規制の緩和による投資奨励を禁止する規定等が盛り込まれている。</p> <p>現在は ASEAN、インドネシア、ベトナムとの EPA を、また、ラオスとの BIT を交渉中である。</p>	

我が国の EPA の取組状況 (平成 19 年 6 月現在)

シンガポール	平成 14 年 11 月 平成 18 年 4 月 平成 19 年 1 月	発効 改定交渉開始 大筋合意	マレーシア	平成 17 年 12 月 平成 18 年 7 月	署名 発効
フィリピン	平成 16 年 11 月 平成 18 年 9 月	大筋合意 署名	タイ	平成 17 年 9 月 平成 19 年 4 月	大筋合意 署名
インドネシア	平成 17 年 7 月 平成 18 年 11 月	交渉開始 大筋合意	ASEAN	平成 17 年 4 月	交渉開始
韓国	平成 15 年 12 月 平成 16 年 11 月	交渉開始 交渉中断	ブルネイ	平成 18 年 6 月 平成 19 年 6 月	交渉開始 署名
ベトナム	平成 19 年 1 月	交渉開始		-	

我が国の BIT の取組状況 (平成 19 年 6 月現在)

韓国	平成 14 年 3 月 平成 15 年 1 月	署名 発効	ベトナム	平成 15 年 11 月 平成 16 年 12 月	署名 発効
カンボジア	平成 19 年 1 月 平成 19 年 6 月	交渉開始 署名		-	

我が国が締結した東アジア地域との EPA 及び BIT における環境規定は以下のとおり。

日シンガポール EPA: 相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定し、科学技術に関する協力分野として環境を明記している。

日マレーシア EPA : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定し、協力分野として環境を明記している。

日フィリピン EPA : 環境規格メカニズムの活用についての両国の協力を規定し、協力分野として環境を明記している。また、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定し、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

日タイ EPA : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定し、協力分野として環境を明記している。

日ブルネイ EPA : エネルギー関連活動による環境への有害な影響を最小にするよう努める旨を規定。また、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定し、協力分野として環境を明記している。

日韓 BIT : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

日越 BIT : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

日カンボジア BIT : 環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨を規定している。

調査内容項目 c) について

環境配慮の内在化のための課題と今後の方向については以下のとおり。

FTA/EPA において環境に関する規定を盛り込む背景として、以下が考えられる。

- (1) 相手方当事国において環境規制が守られなければ自国産業が競争上不利になり、結果的に環境規制の緩和合戦がおこるのではないかと懸念に対応するというもの。投資協定等において、環境規制を緩和することによって投資を誘致(又は貿易を促進)することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多いが、これも同様の理由によるものと考えられる。
- (2) FTA/EPA 相手国内で各企業による環境規制の遵守状況に差がある場合に、こうした差を無くすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いがある場合も考えられる。多国籍企業の中には、事業活動を行っている進出先国の環境規制のレベルにかかわらず、世界中で同一の高いレベルの環境配慮を行っている例も多い。こうした場合には、進出先国の環境規制を高いものとするのが、より公平な競争環境の整備につながると考えられる。また、環境規制自体はレベルが高いものが整備されている国であっても、そのエンフォースメントが実効的に行われていない場合には、同様の状況が生じ得ると考えられる。現地資本企業が環境規制を十分に遵守していないにも関わらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該環境規制を遵守しているような場合には、環境規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながると考えられる。
- (3) 一般的に、環境問題に対応する技術や経験を有する国と、環境問題が深刻な国が協力して環境問題に取り組むことは、地球全体の利益につながると考えられる。地球環境の負荷を減らすとともに、これまでの公害防止・省エネルギーに関する経験や技術力を活かして地球規模での環境保全に積極的に貢献していくことは、我が国の重要課題である。FTA/EPA 相手国から技術指導など協力の要請を受けることも考えられることから、こうした協力をアドホックな二国間協力に留まらず、FTA/EPA 上の協力と位置づけることで、より積極的な取組みを進めることが期待される。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
重点調査事項	国際的な経済連携・地域統合と環境の融合
調査内容項目	<p>「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているかを検証</p> <p>具体的には、以下の事項について調査</p> <p>a) FTA/EPA を含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況</p> <p>b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組の検討状況</p> <p>c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、外務省、経済産業省、農林水産省
ヒアリング府省	環境省、外務省、経済産業省
<p>調査事項 a) ~ c) について</p> <p>EPA については、これまで、メキシコやアジア諸国などとの交渉に戦略的に取り組んできたところであり、シンガポール、メキシコ、マレーシアとの協定発効、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイとは協定署名済みとなっている。</p> <p>交渉に当たっては、平成 16 年 11 月に策定した「農林水産分野におけるアジア諸国との EPA 推進について～みどりのアジア EPA 推進戦略～」に基づき、EPA を通じて、地球環境の保全等を図るため、違法伐採の撲滅などの取り組みの推進に努めているところである。</p> <p>具体的には、日マレーシア EPA の署名の際に、「持続的な森林経営及び合法的に伐採された木材の貿易に関する共同声明」を発出し、二国間の専門家グループを設立すること等を決定している。本年 8 月には、第 1 回専門家会合が開催される予定である。</p> <p>(参考)</p> <p>農林水産分野におけるアジア諸国との EPA 推進について(みどりの EPA 推進戦略)平成 16 年 11 月</p> <p>アジア各国との EPA 交渉に積極的に臨む農林水産省の方針をとりまとめたもので、以下の 6 点の考え方の下、EPA 推進に一層努力していく。</p> <p>我が国食料輸入の安定化・多元化</p> <p>安全・安心な食品の輸入の確保</p> <p>ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進</p> <p>我が国食品産業のビジネス環境の整備</p> <p>アジアの農産漁村地域の貧困等の解消</p> <p>地球環境の保全、資源の持続可能な利用</p>	